

令和4年度第三期 一級建築士定期講習 二級建築士定期講習 受講案内 木造建築士定期講習

登録講習機関

財団法人 建築技術教育普及センター

登録年月日：平成20年11月28日 登録番号：第1号

新建築士法の規定により、建築士事務所に所属する一級建築士、二級建築士又は木造建築士は、3年毎に国土交通大臣の登録を受けた登録講習機関が行う、一級建築士定期講習、二級建築士定期講習又は木造建築士定期講習（以下「建築士定期講習」という）を受けることが義務付けられています。

建築事務所に所属する方で、平成31年度（令和元年度）に建築士定期講習を修了した方は、令和4年度中に当該建築士定期講習を終了しなければなりません。

1. 受講申込関係書類の配布

- (1) ダウンロード配布 受講申込関係書類は当センターホームページ（<http://www.jaeic.or.jp/>）からダウンロードできます。
- (2) プレ印字された受講申込書の配布 前回の講習を当センターで受講され受講該当年度にあたる方へは、受講申込書への簡略化、添付書類を省略できる受講申込書を当センターより、令和3年4月にお送りします。なお、未着の方は当センターへご連絡ください。（センター業務部業務第三課：03-6261-3310）

2. 受講申込書の受付

- (1) 受付場所 (一社)山梨県建築士事務所協会
- (2) 受付期間 令和4年10月11日(火)～11月11日(金)（ただし、土曜日、日曜日、祝日は除く。）
- (3) 受付方法 **簡易書留による郵送でお願い致します**

〒400-0031 山梨県甲府市丸の内1-14-19 (一社)山梨県建築士事務所協会

(詳しくは受講要領の郵送による申込を参照または事務局までお問い合わせ下さい。TEL055-225-1251)

■受講申込書の受付に係る注意事項

- ・受講申込者数が定員に達した場合は、受付期間中であっても受付を終了します。
- ・申込受付を終了した団体名等は、当センターホームページでお知らせいたします。

3. 受講手数料(テキスト代を含む)

12,980円 (消費税を含む)。

- (1) 窓口配布及び郵送配布の受講申込書による受講手数料は、講習申込関係書類に同封の当センター指定の振込用紙を使用し、必ず窓口で個人別にゆうちょ銀行又は郵便局に納付して下さい。（振込手数料は受講者負担となります。）
- (2) ダウンロード版の受講申込書による受講手数料は、当センターホームページによりダウンロードした振込用紙を使用し、必ず個人別に銀行の窓口（ゆうちょ銀行を除く）で納付して下さい。（振込手数料は受講者負担となります。）
- (3) 一旦納付された受講手数料は、当センターの責により講習を受けることができなかった場合を除き、返還されません。
- (4) 申込書類の不備などにより受講資格の確認ができない方については、受講手数料を返還します。

4. 講習日及び講習地

- (1) 希望する講習地の講習日を選択して下さい。
- (2) 講習の受付は申込受付順とし、一つの講習に受講希望者が集中した場合は又は極端に少ない場合は、希望する講習地の講習日で受講ができない場合があります。

5. 講習地及び講習日の変更

転勤などやむを得ない事情がある場合で、且つ、変更先の会場に余裕のある場合に限り、講習地及び講習日の変更が可能です。指定された講習日の1週間前までに、変更希望先の講習地の各団体へ申し出て下さい。

6. 講習の概要

- (1) 講習は1日で実施し、テキストを使用した講義(5時間)と修了考査(1時間)の構成になります。なお、講義及び講義と修了考査を別々の日で受けることはできません。DVDによる講義となります。
- (2) 受講すべき講義の一部でも欠席した場合は、修了考査を受けることができません。
- (3) 一級建築士定期講習、二級建築士定期講習及び木造建築士定期講習の講義時間、講習内容及び修了考査時間は同一ですが、修了考査の問題数が異なります。
- (4) 講習開始時刻等の当日の実施時刻は、講習会場により異なりますので、受講を希望する講習会を担当する**各団体の受講案内により必ず確認して下さい。**(講義時間及び修了考査時間の変更はありません。)
- (5) 講習テキストは講習当日に会場で配布します。

7. 修了者の発表

- (1) 講習修了者の発表は、講習実施月の翌月末を予定しています。
- (2) 修了者については、「修了証」の交付をもって修了の通知をします。その際、修了できなかった方にもその旨通知します。
※「修了証」「通知書」が届かない場合には、センター業務部業務第三課（03-6261-3310）にお問い合わせください。
- (3) 修了者の受講番号を記載した修了者一覧表の公表については、講習を実施した各団体及び当センター各支部で行うとともに、当センターホームページ（<http://www.jaeic.or.jp/>）に掲載します。
- (4) 修了考査問題及び合格基準点等の概要の公表については、講習実施年度の翌年度4月末に各団体及び当センター各支部で行うとともに、当センターホームページに掲載します。

8. 個人情報の取扱いについて

- ・建築士定期講習受講者の修了情報は、建築士名簿に登録されます。建築士名簿と照合が必要な場合には、建築士名簿の登録事務を行なっている機関に受講申込書等の情報を提供する場合があります。
- ・収集した個人情報は、講習の情報提供などの目的で使用させていただきます。また、当財団の個人情報保護方針に基づき適正かつ安全に管理いたします。なお、詳細については、当センターホームページ（<http://www.jaeic.or.jp/>）をご覧ください。

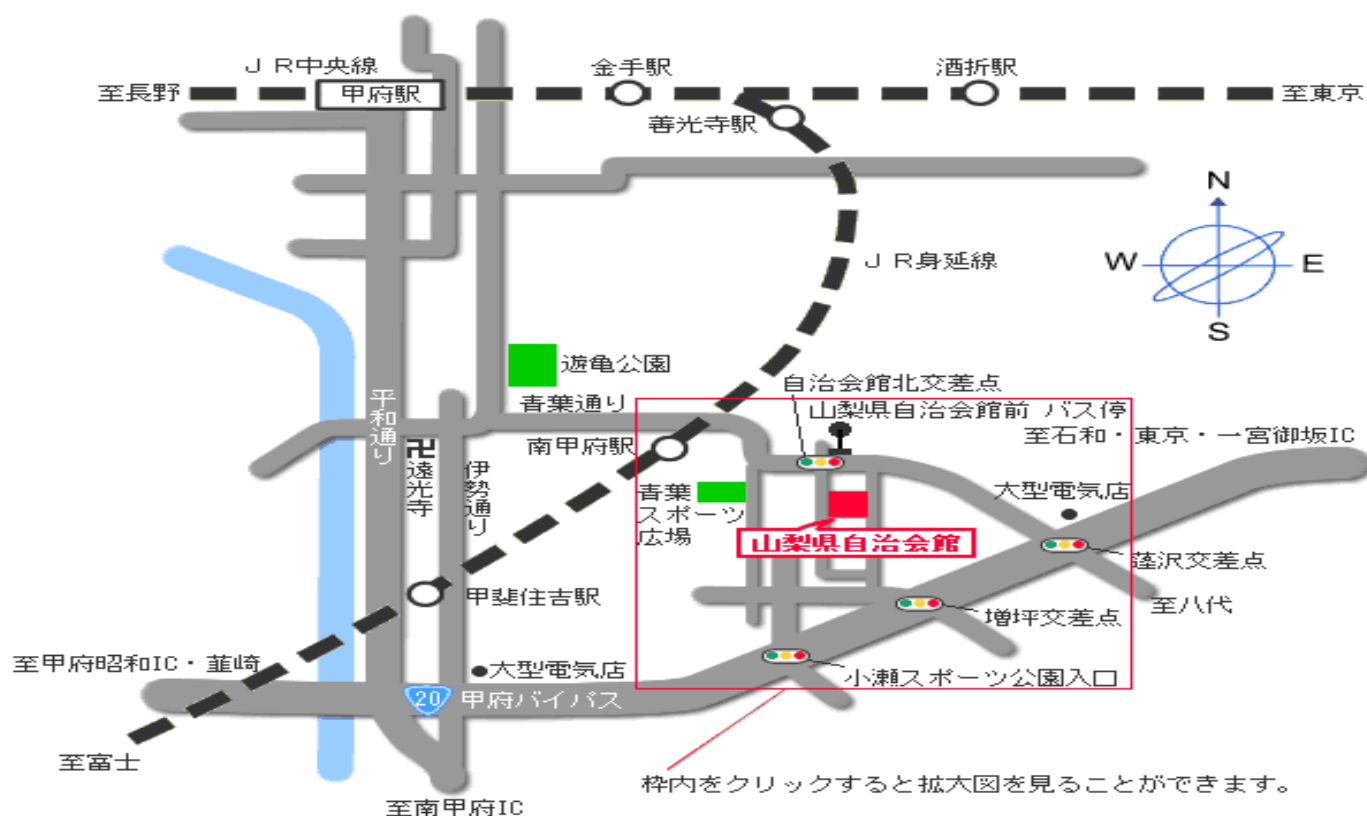
問い合わせ先 (平日 9:30~17:00)

問合せ先	〒	所在地	電話
(公財) 建築技術教育普及センター本部	102-0094	東京都千代田区紀尾井町 3-6	紀尾井町パークビル 03(6261)3310
(公社) 日本建築士会連合会	108-0014	東京都港区芝 5-26-20	建築会館 5階 03(3456)2061
(一社) 日本建築士事務所協会連合会	104-0032	東京都中央区八丁堀 2-21-6	八丁堀 NFビル 03(3552)1281

当センターホームページ (<http://www.jaeic.or.jp/>) で、制度案内、受講に関する情報を提供しています。

■会場コード及び講習日・講習会場 午前 8 時 30 分 (受付) ~ 午後 5 時 00 分 (終了予定)

会場コード	講習日	定員	講習会場
2H-52	令和 4 年 12 月 22 日 (木)	60 名	山梨県自治会館 講堂 (DVD 講習予定)



山梨県市町村自治センター (山梨県自治会館)

〒400-8587 山梨県甲府市蓬沢 1 丁目 15 番 35 号 TEL055-237-5711

【問い合わせ先】

〒400-0031

山梨県甲府市丸の内一丁目 14 番 19 号山梨県建設業協同組合会館 2F

(一社)山梨県建築士事務所協会 TEL:055-225-1251 Fax:055-232-5959